

構造設計・設備設計に関し同等以上の知識等を有する一級建築士

構造設計・設備設計一級建築士証の交付を申請することができる者は、建築士法第10条の2第1項及び第2項において、一級建築士として5年以上の構造設計・設備設計の業務に従事した後、所定の講習の課程をその申請前1年以内に修了した一級建築士 国土交通大臣が構造設計・設備設計に関しこれらの一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士と定められています。

今般、この同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士について、その具体的な要件を明確化するために告示が制定され、平成25年7月22日から施行されました。

改正の概要

告示「構造設計に関し建築士法第10条の2第1項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士及び設備設計に関し同条第2項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士を定める件」が新たに制定され、その具体的な要件等が明確化されました。

(1) 構造設計に関し同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

次の1)又は2)のいずれか

1) 5年以上次の 又は に掲げる業務¹⁾に従事した後、登録講習機関が行う構造設計一級建築士講習の課程を構造設計一級建築士証の交付の申請前1年以内に修了した一級建築士

1 構造設計の業務と次の に掲げる業務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

一級建築士として従事する建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等の業務(建築物の構造に関するものに限る。)

その他国土交通大臣が構造設計の業務と同等以上の知識及び技能を要すると認める業務

2) その他国土交通大臣が、構造設計に関し建築士法第10条の2第1項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

(2) 設備設計に関し同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

次の1)又は2)のいずれか

1) 5年以上次の 、 又は に掲げる業務²⁾に従事した後、登録講習機関が行う設備設計一級建築士講習の課程を設備設計一級建築士証の交付の申請前1年以内に修了した一級建築士

2 設備設計の業務と次の に掲げる業務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

一級建築士として従事する建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等の業務(建築設備に関するものに限る。)

建築設備士として従事する建築設備に関する業務

その他国土交通大臣が設備設計の業務と同等以上の知識及び技能を要すると認める業務

2) その他国土交通大臣が、設備設計に関し建築士法第10条の2第2項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

詳細については国土交通省ホームページ等にて各自ご確認をお願いいたします。

以上